介護保険法改正に伴う地域包括支援センターの体制整備等について

資料２

**１　経過**

令和５年に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、地域包括支援センターが効果的な業務を実施し、それぞれの地域における地域包括ケアの中核機関として期待される役割を発揮できるよう、介護保険法の改正も行われた。

その中で地域包括支援センターに関わる部分としては、主に介護予防支援の指定対象の拡大、総合相談支援業務の一部委託、柔軟なセンターの職員配置、総合事業として行う第１号介護予防支援事業の見直し、センターの事業評価指標の見直しについてである。

**２　主な改正内容**

**（１）介護予防支援の指定対象の拡大**

　　　現在、介護予防支援については、センターのみが市町村の指定を受けることができ、その一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるとされている。

令和６年４月１日以降は、居宅介護支援事業所が区から指定介護予防支援事業者として指定を受けて業務を実施できるようになる。（地域包括支援センターを介すことなく、利用者と直接契約し、業務を実施することが可能となる。）

**（２）総合相談支援業務の一部委託**

　　　現在、センターが行う総合相談支援業務では、高齢者の幅広い相談を受け、適切なサービス等の紹介を行う等、高齢者の総合相談窓口となっている。

　　　令和６年４月１日以降は、総合相談支援業務について質の確保に留意しつつ、地域包括支援センターが指定居宅支援事業所等に部分的に委託することができる。

**（３）柔軟なセンターの職員配置**

　　　現在、人材確保が困難となっていることを踏まえ、３職種の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して３職種を配置することや「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進められるよう検討されている。

**（４）総合事業として行う第１号介護予防支援事業の見直し**

　総合事業において、従前相当サービス等として行われる介護予防ケアマネジメントＡについて、利用者の状態像等に大きな変化がないと認められる場合に限り、モニタリング期間の延長等を可能とすることが適当であるとされた。

**（５）センターの事業評価指標の見直しについて**

　平成30年度に策定したセンターの事業評価指標について、調査研究事業を活用し、施行５年を経過していることや、今般の制度改正の内容等も踏まえ、見直しの検討が行われる。見直しを行う場合は令和７年度に新しい評価指標を用いて実施予定である。

※上記（１）～（５）については、今後改めて実施方針等が示される予定。

**３　今後の大田区の動きについて**

**今後国から通知される実施方針や他自治体の実施状況等を踏まえ、現場の状況等を鑑みながら対応方法を検討していく。**